

○八王子市庁内環境調整委員会設置要綱（平成14年10月16日施行）

平成14年10月16日施行

| | |
|----------------|-------------|
| 改正 平成15年 8月18日 | 平成16年 5月10日 |
| 平成19年 4月 1日 | 平成19年 7月 1日 |
| 平成20年 4月 1日 | 平成22年 4月 1日 |
| 平成22年11月 1日 | 平成23年 4月 1日 |
| 平成25年 4月 1日 | 平成25年 6月 3日 |
| 平成25年 8月26日 | 平成27年 4月 1日 |
| 平成28年 4月 1日 | 平成28年11月 1日 |
| 平成30年 4月 1日 | 令和 3年 4月 1日 |
| 令和 4年 4月 1日 | 令和 4年10月19日 |

（趣旨）

第1条 この要綱は、八王子市環境基本条例（平成13年八王子市条例第82号）第18条の規定に基づき設置する八王子市庁内環境調整委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議及び調整をする。

- （1）市のすべての施策を環境の保全、回復及び創造の視点からとらえなおすこと。
- （2）環境推進会議への提案及び報告並びに同会議において協議及び調整をした結果の市施策への反映に関すること。
- （3）環境審議会への諮問及び報告並びに同審議会からの答申及び意見の市施策への反映に関すること。
- （4）環境基本計画の策定及び見直し並びに進行管理に関すること。
- （5）環境に影響を与えると認められる施策と環境基本計画との整合に関すること。
- （6）その他環境の保全、回復及び創造に関する施策の推進に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、環境部に関する事務を所管する副市長がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、前項に定める会議のほか、委員長の指名する委員による小委員会に個別事項について協議及び調整をさせることができる。

（関係職員の出席）

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の職員に会議への出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（小委員会）

第7条 委員会にその円滑な運営を図るため、小委員会を置く。

- 2 小委員会は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。なお、会議は環境部長が議長を行う。
- 3 幹事会で承認された議事について審議し、委員会、環境審議会、環境推進会議に報告する。

(幹事会)

第8条 小委員会にその円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織し、それぞれ別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。

3 付議事案に関係する課長等を臨時的に幹事とすることができる。

4 幹事長は、幹事会の事務を掌理する。

5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 幹事長は、幹事会を招集し、幹事会の会議の経過及び結果を小委員会に報告する。

(専門部会)

第9条 幹事長は、専門的に検討する必要があると認めるときは、幹事会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、幹事長の指名する職員をもって組織する。

3 専門部会に部会長を置き、部会員のうちから、幹事長が指名する。

4 部会長は、専門部会の事務を掌理する。

5 部会長は、専門部会を招集し、専門部会の会議の経過及び結果を幹事会に報告する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、環境部において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成14年10月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月19日から施行する。

別表第1（第3条関係）

| | |
|------|---|
| 委員長 | 市長 |
| 副委員長 | 副市長、教育長 |
| 委員 | 八王子市組織規則（平成15年八王子市規則第68号）第3条に規定する部長、八王子市会計管理者の補助組織設置規則（平成19年八王子市規則第12号）第3条に規定する部長、八王子市教育委員会事務局処務規則（昭和42年八王子市教育委員会規則第6号）第3条に規定する部長、担当部長及び室長、八王子市選挙管理委員会事務局規程（昭和32年八王子市選挙管理委員会告示第41号）第2条に規定する課長、八王子市監査事務局処務規程（平成21年八王子市監査委員訓令第1号）第2条に規定する事務局長、八王子市議会事務局処務規程（昭和39年八王子市議会訓令第1号）第3条に規定する事務局長 |

別表第2（第7条関係）

| | |
|----|---|
| 議長 | 環境部長 |
| 委員 | 総合経営部長、産業振興部長、資源循環部長、水循環部長、都市計画部長、まちなみ整備部長、道路交通部長、学校教育部長、生涯学習スポーツ部長 |

別表第3（第8条関係）

| | |
|------|---|
| 幹事長 | 環境政策課長 |
| 副幹事長 | 総合経営部経営計画課長 |
| 幹事 | 産業振興部産業振興推進課長、産業振興部農林課長、水循環部水環境整備課長、環境部ゼロカーボン推進担当課長、環境部環境保全課長、資源循環部ごみ減量対策課長、都市計画部土地利用計画課長、都市計画部交通企画課長、まちなみ整備部まちなみ景観課長、まちなみ整備部公園課長、道路交通部路政課長、学校教育部教育指導課長、生涯学習スポーツ部生涯学習政策課長 |

